

20160708 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 石川正興作成資料

【資料1】少年刑務所の収容区分（『受刑者の集団編成に関する訓令の適用について（依命通達）』の別表を基に作成）

	収容定員	矯正処遇							属性／犯罪傾向の進捗	備考
		V1	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
函館少年刑務所	1,005 (人)	○	○		◎	○	○	○	I, JA, YA, A, B	左記の B は、左記刑務支所で刑の執行を開始した特別調整候補者となる見込みの者に限る。
盛岡少年刑務所	468	○	○		◎	○	○	○	JB, YB, B	左記の B は、刑期終了日において 36 歳未満の者で、かつ、暴力団員でない者に限る。
川越少年刑務所	1,371	○	○		◎	○	○	○	I, F, FJ, JA, YA, A, B,	左記の FJ は、F(特別)J を含む。左記の A は、刑期満了日において 36 歳未満の者に限る。左記の B は、左記少年刑務所で刑の執行を開始した特別調整候補者となる見込みの者に限る。
松本少年刑務所	405	○	○		◎	○	○	○	JB, YB	
姫路少年刑務所	399	○	○		○	○	○	○	JB, YB, B	左記の B は、刑期終了日において 36 歳未満の者で、かつ、暴力団員でない者に限る。
奈良少年刑務所	702	○	○		◎	○	○	○	F, FJ, JA, YA, A, B,	左記の FJ は、F(特別)J を含む。左記の A は、刑期満了日において 36 歳未満の者に限る。左記の B は、左記少年刑務所で刑の執行を開始した特別調整候補者となる見込みの者に限る。
佐賀少年刑務所	734	○	○		◎	○	○	○	JA, YA, A, B	左記の B は、左記刑務支所で刑の執行を開始した特別調整候補者となる見込みの者に限る。

【注1】 V1：職業訓練 R1：薬物依存離脱指導 R2：暴力団離脱指導 R3：性犯罪再犯防止指導 R4：被害者の視点を取り入れた教育 R5：交通安全指導 R6：就労支援指導

○は、当該矯正処遇を実施することができることを示す。ただし、「R3」欄の○は、「改善指導の標準プログラム」における指導科目のうち、「メンテナンス」を実施することができることを示し、◎は、指導科目の「本科」及び「メンテナンス」を実施することができることを示す。

【資料2】2014年入所受刑者のうち、JA、JB、YA、YBの人員（2014年矯正統計年報を基に作成）

	JA	JB	YA	YB
男	31	6	1,058	224
女	--	--	76	5
総数	31	6	1,134	229

【資料3】施設別年末収容受刑者のうち、JA・JB・YA・YB〈Wも含む〉の人員（2014年矯正統計年報を基に作成）

		JA	JB	YA	YB
札幌刑務所	男				1
札幌刑務支所	女			17	2
網走刑務所	男				1
函館少年刑務所	男			163	
秋田刑務所	男				1
山形刑務所	男			2	
福島刑務支所	女			12	
盛岡少年刑務所	男				136
栃木刑務所	女	1		10	1
黒羽刑務所	男			8	
喜連川社会復帰促進センター					
千葉刑務所	男			3	
市原刑務所	男			38	
八王子医療刑務所		--	--	--	--
府中刑務所	男				1
甲府刑務所	男				1
静岡刑務所	男			5	
川越少年刑務所	男	9		505	
松本少年刑務所	男		1		174
東京拘置所	女			1	

福井刑務所	男			3	
笠松刑務所	女			14	3
岡崎医療刑務所		--	--	--	--
名古屋刑務所	男			1	2
大阪刑務所	男				2
大阪医療刑務所	男			1	
加古川刑務所（男子一般収容区）	男			30	
加古川刑務所（女子収容区）	女			8	1
播磨社会復帰促進センター		--	--	--	--
和歌山刑務所	女	1		12	2
姫路少年刑務所	男				159
奈良少年刑務所	男	4		305	
島根あさひ社会復帰促進センター	男			291	
広島刑務所	男			2	
山口刑務所	男			4	
岩国刑務所	女			8	1
美祢社会復帰促進センター	男			80	
	女			33	
松山刑務所	男			114	
北九州医療刑務所	女			1	
麓刑務所	女			4	
沖縄刑務所	男			17	4
佐賀少年刑務所	男	2		98	
		17	1	1,790	492

【資料4】少年院種類と入院者中18歳以上の者（2014年少年矯正統計年報より作成）

少年院の名称	種類	入院者（新収容者）の年齢(2014年)		
		18歳	19歳	20歳以上
帯広少年院	第1種, 第2種	7	9	--
北海少年院	第1種	12	8	-
紫明女子学院	第1種, 第2種	--	2	--
月形学園	第1種	4	6	--
盛岡少年院	第1種	11	9	--
東北少年院	第1種	13	25	--
青葉女子学園	第1種, 第2種	1	2	--
置賜学院	第1種	7	5	--
茨城農芸学院	第1種	19	16	--
水府学院	第1種	--	--	--
喜連川少年院	第1種	--	--	--
赤城少年院	第1種	--	--	--
榛名女子学園	第1種, 第2種, 第4種	5	10	--
市原学園	第1種	31	26	--
八街少年院	第1種	30	--	--
多摩少年院	第1種	48	55	--
関東医療少年院	第3種, 第4種	男4女2	男5女1	--
愛光女子学園	第1種	2	1	--
久里浜少年院	第1種, 第2種, 第4種	7	56	--
小田原少年院	第1種	23	30	--
神奈川医療少年院	第1種, 第2種	15	7	--
新潟少年学院	第1種	34	17	--
有明高原寮	第1種	14	17	--
駿府学園	第1種	--	--	--
湖南学院	第1種	7	5	--
瀬戸少年院	第1種	16	10	--
愛知少年院	第1種	10	10	1

豊ヶ岡学園	第1種	13	6	--
宮川医療少年院	第1種, 第2種	4	10	--
京都医療少年院	第3種, 第4種	男3女3	男6女--	--
浪速少年院	第1種	28	22	--
交野女子学院	第1種, 第2種, 第4種	9	8	--
和泉学園	第1種	--	--	--
加古川学園	第1種	36	32	--
播磨学園	第1種	25	20	--
奈良少年院	第1種, 第2種, 第4種	17	18	--
美保学園	第1種	4	8	--
岡山少年院	第1種	20	13	--
広島少年院	第1種	17	16	--
貴船原少女苑	第1種, 第2種	6	3	--
丸亀少女の家	第1種, 第2種	1	1	--
四国少年院	第1種	14	10	--
松山学園	第1種	7	5	--
筑紫少女苑	第1種, 第2種	2	6	--
福岡少年院	第1種	13	21	--
佐世保学園	第1種	14	11	--
人吉農芸学院	第1種	10	10	--
中津少年学院	第1種, 第2種	11	8	--
大分少年院	第1種, 第2種	15	26	--
沖縄少年院	第1種	8	13	--
沖縄女子学園	第1種, 第2種	--	--	--
新入所者中 18歳以上の合計		602	605	1
		1,208		

【資料 5】 少年院入院者の少年院種類別・処遇区分別人員（2014 年）（『犯罪白書 平成 27 年版』より引用）

処遇区分	総数	初等	中等	特別	医療
総 数	2,872(100.0)	429(14.9)	2,343(81.6)	44 (1.5)	56(1.9)
一般短期処遇	661 (23.0)	106	555		
特修短期処遇	19 (0.7)	4	15		
長期処遇	2,192 (76.5)	319	1,773	44	56

【資料6】年次別 4号観察に付された者の成り行き調査（2014年保護統計年報より一部変更のうえ引用）

保護観察に付されたもの		刑の執行猶予を取り消されたもの																(B)
年次	人員 (A)	2000年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	計(B)	(A) %
2000年	5,683	228	698	529	324	93	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,887	33.20
2001	5,493	—	180	699	455	290	107	23	—	—	—	—	—	—	—	—	1,754	31.93
2002	5,388	—	—	186	678	447	290	131	16	—	—	—	—	—	—	—	1,748	32.44
2003	5,371	—	—	—	172	616	445	294	112	21	—	—	—	—	—	—	1,660	30.91
2004	5,251	—	—	—	—	166	638	476	244	96	30	—	—	—	—	—	1,650	31.42
2005	4,996	—	—	—	—	—	196	545	380	206	92	20	—	—	—	—	1,439	28.80
2006	4,473	—	—	—	—	—	—	173	464	340	188	72	21	—	—	—	1,258	28.12
2007	4,148	—	—	—	—	—	—	—	150	432	328	165	76	20	—	—	1,171	28.23
2008	3,714	—	—	—	—	—	—	—	—	133	430	263	155	68	12	—	1,061	28.57
2009	3,671	—	—	—	—	—	—	—	—	—	138	381	262	182	64	13	1,040	28.33
2010	3,682	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	128	369	254	107	84	942	25.58
2011	3,398	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	121	396	235	128	880	25.90
2012	3,376	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	123	305	191	619	18.34
2013	3,255	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	98	315	413	12.69
2014	3,348	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103	103	3.08

(注) この表は、刑の執行猶予を取り消された者を年次別に計上したものである。

ただし、余罪（刑法第26条第2・3号，同法第26条の2第3号）により刑の執行猶予を取り消された者は含まない。

【資料 7】 少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比（犯罪白書〈平成 27 年版〉より一部変更のうえ引用）

	15 歳以下	16・17 歳	18・19 歳	20 歳以上
交通短期保護観察を除く 1 号観察 12,898 人	24.3%	40%	35.7%	--
2 号観察	9.1%	32.6%	39.8%	18.5%

（注）年齢は、保護観察に付された日の年齢による。

【資料 8】 1 号観察の種類別開始人員（2014 年保護統計年報により作成）

1 号観察開始人員総数	一般保護観察（非交通事件関係）	一般保護観察（交通事件関係）	交通短期保護観察	短期保護観察
19,599 人（100%）	7,346（37.5%）	2,681（13.7%）	2,871（14.7%）	6,701（34.2%）

【注】

交通短期保護観察：家庭裁判所の処遇勧告により、短期間の処遇（原則 3 月以上 4 月以内に解除される）で交通関係の非行の改善を図るもの。担当保護司を指名する個別処遇は行わず、保護観察所が実施する集団処遇の実施及び本人の書面による生活状況の報告が義務付けられる。

短期保護観察：交通事件以外の非行のうち、非行性の進度がそれほど深くなく、資質や生活環境等に著しい問題がない者に対して、家庭裁判所の処遇勧告により、短期間（おおむね 6 月以上 7 月以内に解除される）の保護観察を実施するもの。